家 畜 商 免 許 申 請 書

　 　　　　年　　月　　日

　福岡県知事　殿

 　　住所

 　　氏名又は名称及び

 　　代表者の氏名

　家畜商法第３条第１項の規定により家畜商の免許を受けたいので、家畜商法施行令第１条各号に掲げる書類を添えて申請する。

※添付書類

１　登記簿の抄本

　　法人にあっては、定款並びに資本の額、本店及び家畜の取引（法第２条に規定する家畜の取引をいう。）の事業に係るその他の事業所の所在地及び役員に関する登記簿の抄本。 個人については住民票の抄本（写しでも可）。

２　従業者調書

３　講習会修了証明書の写し

４　事業所調書（事業所の所在地を記載した書面）

５　免許証貼付用写真：縦3.0cm×横2.4cm（上半身，申請前６カ月以内に撮影したもの）・・・２枚

６　誓約書（家畜商法第４条各号に該当しない旨の誓約書）

７　申請者が未成年者である場合、法定代理人の同意書

　以上を添付の上、最寄りの農林事務所に下記家畜商免許手数料を添え申請する。

※家畜商免許手数料

　　申請者本人のみの場合　　　　　　1,600円

　　家畜取引従業者

　　　　　　１人～４人の場合　　　　1,900円

　　　　　　５人以上の場合　　　　　2,500円

　注）令和５年９月現在の福岡県の手数料の金額であり、改定の場合がある。

※免許申請の添付書類に記載する住所、氏名、事業所所在地、生年月日（法人にあっては名称、事業所の所在地、代表者の住所、氏名）、家畜商の取引の業務に従事する従業者の住所、氏名、生年月日は登録事項となるので、変更があった場合は、農林事務所へ変更申請すること。 従　業　者　調　書

 　　　　　年　　月　　日

　福岡県知事　殿

　　　　　　　　　　　　　住所

　　　　　　　　　　　　　氏名又は名称及び

 　　代表者の氏名

　家畜の取引の業務に従事する使用人その他の従業者は、下欄のとおり相違ありません。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  従業者事業所 | 住　　　　　所 | 氏　　　　名 | 生　年　月　日 |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |

 事　業　所　調　書

 　　　　　年　　月　　日

　福岡県知事　殿

　　　　　　　　　　　　　住所

　　　　　　　　　　　　　氏名又は名称及び

 　　代表者の氏名

　家畜の取引の事業に係る事業所の所在地については、下欄のとおり相違ありません。

|  |  |
| --- | --- |
| 事　業　所　名 | 所　　　在　　　地 |
|  |  |
|  |  |
|  |  |

 誓　約　書

　下記記載の家畜商法第４条各号に該当しないことを誓約します。

　　　　　　　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　住所

　　　　　　　　　　　　　氏名又は名称及び

 　　代表者の氏名

記名押印又は署名

 記

○　家畜商法第４条各号の内容

１号　心身の故障により家畜の取引の業務を適正に行うことができない者として農林水産省令で定める者※

２号　禁錮以上の刑に処せられ、又は家畜商法、家畜伝染病予防法若しくは家畜取引法に違反して罰金の刑に処せられ、その執行を終わった日又は執行を受けないことが確定した日から２年を経過しない者

３号　家畜商法第７条第１項又は第２項「免許の取消及び事業の停止」の規定による免許の取消（家畜商からの申請によるものを除く。）があった日から２年を経過しない者。ただし、家畜商法第４条第１号に該当するため取り消された者であって、同号に該当しなくなったものを除く。

４号　家畜の取引の業務を行う事業所を２以上設けるものであって、そのいずれかの事業所について、その事業所に属する当該業務に従事する者の全てが家畜商法第３条第２項第１号に該当するもの（家畜商講習会の課程を修了した者）でないもの

５号　その家畜の取引の業務に従事する使用人その他の従業者を置く者であってその者の当該業務に従事する家畜商法第３条第２項第１号に該当するもの（家畜商講習会の課程を修了した者）の全て（当該業務を行う事業所を２以上設けるものにあっては、そのいずれかの事業所について、その事業所に属する家畜商講習会を修了した者の全て）が家畜商法第４条第１号から第３号までのいずれかに該当するもの

※　家畜商法第４条第１号の「心身の故障により家畜の取引の業務を適正に行うことができない者として農林水産省令で定める者」とは。

精神の機能の障害により家畜の取引の業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者（家畜商法施行規則第３条の２）。